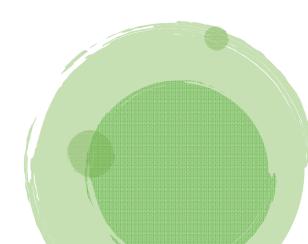
概要版

# たけはら輝きプラン2024

竹原市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

令和6年(2024)3月 竹原市



# 計画の策定にあたって

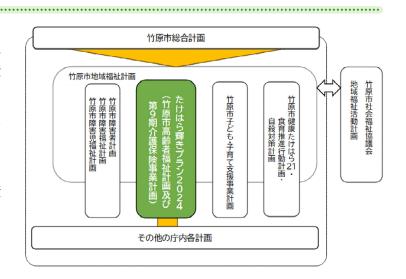
### 計画策定の趣旨

介護保険制度の持続可能性を保ちつつ、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を 送るためには、限られた社会資源を効率的かつ効果的に活用し、介護サービスだけでなく、医療、介護、 介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が求められています。

これまでの取組を基礎としつつも、社会情勢の変化に対応しつつ、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040)に向け、「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な方針と取組を位置づけます。今後の3年間にわたり、高齢者を取り巻く様々な問題に対処し、本市が目指す基本的な施策目標を設定し、その実現に向かって取り組む方針として、「たけはら輝きプラン2024~竹原市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画~」を策定しました。

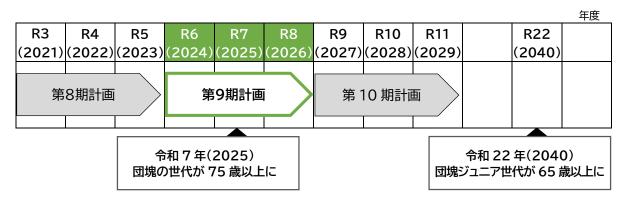
### 他計画との関係

本計画は、本市の市政運営の方針を定める「竹原市総合計画」の高齢者福祉施策に関する部門別計画の役割を担っています。また、「竹原市地域福祉計画」、「竹原市障害者計画」及び「竹原市健康たけはら21・食育推進行動計画・自殺対策計画」等、関連する計画と調和を図りながら策定されました。



### 計画の期間

本計画は、令和 22 年(2040)を見据えた中長期的な展望に基づいて、令和 6 年度(2024)から令和 8 年度(2026)までの 3 年間の計画として策定されます。これは介護保険制度の下での第 9 期計画となります。



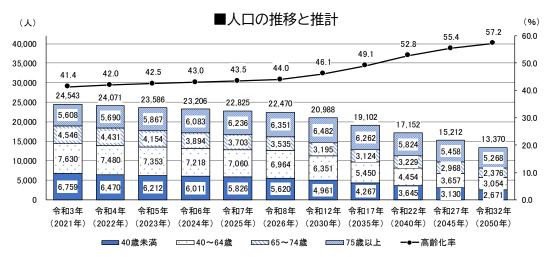
# 高齢者を取り巻く状況

## 人口等の状況

#### 人口と高齢化率の推移と推計

.....

本市の総人口は減少傾向で推移しています。将来においても牛産年齢人口が大幅に減少していくた め、高齢化率が増加していくことが推計されます。令和 22 年(2040)には総人口が約 17,000 人に 減少し、令和 32 年(2050)には約 13,000 人に減少する見込みです。高齢化率は令和 22 年 (2040)に52.8%となり、約2人に1人が高齢者となることが予想されます。



(注)令和3年(2021)から令和5年(2023)は1月1日の実績値。令和6年(2024)以降は推計値 資料:竹原市「住民基本台帳人口(外国人を含む)」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域 別将来推計人口(平成 30 年(2018)推計)」

### 要介護(要支援)認定者の推移と推計

本市における要介護(要支援)認定者数の推計では、認定者数は微増で推移することが見込 まれます。認定率微増で推移し、令和22年(2040)には約24%になることが見込まれます。

#### (人) 宝結値 ◆ → 推計値 (%) 4,000 30.0 3,500 23.9 24.2 24.2 25.0 22.3 3,000 20.6 19.7 19.6 19.5 20.0 2,500 2,067 2.056 2.047 1,992 2,004 1,985 1.971 1.960 1.949 2,000 15.0 232 248 241 237 228 238 240 233 249 1.598 253 245 249 250 231 235 239 226 231 242 1,500 204 254 257 219 224 227 245 247 239 239 247 10.0 197 221 310 311 342 353 323 330 334 321 345 200 1.000 311 282 479

482

.227

令和8年

497

234

496

.230

464

214

令和12年 令和17年 令和22年 令和27年 令和32年

(2030年)(2035年)(2040年)(2045年)(2050年)

412

.191

5.0

373

■要介護(要支援)認定者の推計

資料:実績値は介護保険事業状況報告(各年9月)。推計値は「見える化」システム将来推計総括表より

469

225

478

226

令和7年

472

235

令和4年

500

259

令和3年

467

233 .

令和5年 令和6年

(2021年)(2020年)(2023年)(2024年)(2025年)(2026年)

■ 要支援1 □ 要支援2 □ 要介護1 □ 要介護2 □ 要介護3 ■ 要介護4 □ 要介護5 <del>●</del> 認定率

# 計画の基本的な考え方

### 基本理念

基本理念は前回の計画を継承し、高齢者自身が生きがいを見出し、自分らしく輝くことで、地域に活気と笑顔が広がるまちづくりを目指します。

#### 【基本理念】

# 高齢期になっても、自分らしく輝き、いきいきと笑顔で 暮らせるまち竹原

- 高齢期を迎えても、それぞれの人が豊富な経験や知識等を活かしながら、地域を支える一員として 活躍し続けることができる環境づくりを進め、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに助け合 い、支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。
- 高齢者が健康でいきいきといつまでも暮らすことができるよう、社会参加を通じた生きがいづくりや、介護予防・健康づくりの取組を進めます。また、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活を送ることができるまちづくりを目指します。

### 基本目標

基本目標は「竹原市の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進する」を設定します。

「地域共生社会」の実現に向け、本市独自の特性やニーズに合わせた取組を行い、地域の関係者・関係機関・多職種の連携協働により、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

#### 【基本目標】

### 竹原市の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進する



### 高齢期になっても、自分らしく輝き、いきいきと笑顔で暮らせるまち竹原

#### 竹原市の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進する

#### 1 地域で安心して暮らし続けるための 介護・生活支援・住まいの充実







- (1)地域共生社会の推進
- (3)在宅医療・介護連携の推進
- (5)権利擁護の推進

- (2)地域包括支援センターの機能強化
- (4)生活支援の充実
- (6)高齢者の住まいの充実

#### 2 介護予防・生きがいづくりの推進





- (1)介護予防・健康づくりの推進
- (3)生きがいづくりの推進

(2)自立支援・重度化防止の推進

#### 3 認知症施策の総合的な推進





- (1)認い症に関する正しい知識・理解の普及
- (2)認知症相談支援体制の強化
- (3)認知症予防と地域活動

#### 4 高齢者にやさしい環境づくりの推進







- (1) バリアフリーのまちづくり
- (2)防災・防犯の推進

#### 5 介護保険制度の適正な運営





- (1)安定した介護保険サービスの運営 (2)介護給付適正化の推進
- (3)介護人材の確保と育成

# 施策の展開

| 1 地域で安心して暮らし続けるための介護・生活支援・住まいの充実 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (1)地域共生社会の推進                     | 包括的な支援体制の構築  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2)地域包括支援センターの機能強化               | ① 地域包括支援センターとブランチ(在宅介護支援センター)の機能・取組強化 ② 介護支援専門員の資質向上   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (3)在宅医療・介護連携の推進                  | 在宅医療・介護連携の推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (4)生活支援の充実                       | ① 生活支援サービス ② 生活支援体制の整備<br>③ 在宅生活を支援する高齢者福祉サービス<br>④ その他の高齢者福祉サービス(竹原市社会福祉協議会による事業)   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (5)権利擁護の推進                       | ① 中核機関の設置による権利擁護体制の充実 ② 成年後見制度利用支援事業 ③ 福祉サービス利用援助事業「かけはし」④ 虐待防止対策の推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (6)高齢者の住まいの充実                    | ① 高齢者の居住環境の整備 ② 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に係る県・市の情報連携の強化<br>③ 多様な暮らし方に対応した住まいの確保の支援  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 介護予防・生きがいづ                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (1)介護予防・健康づくりの推<br>進             | ① 健康づくりの推進 ② 介護予防・生活支援サービス事業<br>③ 一般介護予防事業   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2)自立支援・重度化防止の推進                 | ① 地域ケア会議の充実 ② 地域リハビリテーション体制構築の推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (3)生きがいづくりの推進                    | ① 老人クラブ活動の支援 ② 地域交流・異世代間交流の促進<br>③ 文化・学習・スポーツ活動等の充実 ④ 高齢者の雇用・就業の支援   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 認知症施策の総合的な                     | <b>注推進</b>   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (1)認知症に関する正しい知<br>識・理解の普及        | 認知症に関する正しい知識・理解の普及   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2)認知症相談支援体制の強<br>化              | ① 認知症地域支援推進員の配置 ② 認知症初期集中支援チームの活動<br>③ 認知症ケアパスの普及・活用 ④ 認知症カフェの周知<br>⑤ 地域における支援の取組 ⑥ 若年性認知症の人への支援・社会参加支援                        |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (3)認知症予防と地域活動                    | ① 介護予防の自主グループにおける認知症予防の推進<br>② 認知症予防の知識の普及 ③ 認知症予防を通じた地域づくりの推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 高齢者にやさしい環境                     | づくりの推進   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (1)バリアフリーのまちづくり                  | ① 公共施設・交通等のバリアフリー化の推進<br>② 広島県福祉のまちづくり条例の推進  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2)防災・防犯の推進                      | <ul><li>① 災害時避難支援等の推進</li><li>② 地域の防犯の取組の促進</li><li>③ 消費生活の安全・安心の確保</li><li>④ 交通安全対策の促進</li><li>⑤ 災害・感染症対策に係る体制整備</li></ul>    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 介護保険制度の適正な                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (1)安定したサービスの運営                   | ① 情報提供体制の推進 ② 相談・苦情対応の体制の確立<br>③ 適正な事業者の指定と指導・監督 ④ 事業者の参入促進<br>⑤ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用<br>⑥ 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2)介護給付適正化の推進(竹<br>原市介護給付適正化計画)  | ① 要介護認定の適正化 ② ケアプランの点検 ③ 医療情報との突合  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (3)介護人材の確保と育成                    | ① 介護人材の確保と育成 ② 介護現場における業務の効率化 ③ 介護現場におけるハラスメント対策   |  |  |  |  |  |  |  |  |

# 介護保険事業費の見込みと第9期介護保険料

### 介護保険事業費の見込み

第 9 期介護保険事業計画期間における保険給付費等の見込額に基づき、第 1 号被保険者の介護保 険料の基準額(月額)を算定すると、次のとおりとなります。

#### ■標準給付費と地域支援事業費の見込額

単位:円

|       | 区 分               | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 合計             |
|-------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 標準給付費 |                   | 3,104,090,419   | 3,223,972,078   | 3,253,319,249   | 9,581,381,746  |
|       | 総給付費              | 2,955,725,000   | 3,072,678,000   | 3,100,577,000   | 9,128,980,000  |
|       | 特定入所者介護サービス費等給付額  | 76,302,093      | 77,809,812      | 78,554,592      | 232,666,497    |
|       | 高額介護サービス費等給付額     | 59,749,161      | 60,942,621      | 61,525,951      | 182,217,733    |
|       | 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 9,950,423       | 10,134,217      | 10,231,220      | 30,315,860     |
|       | 算定対象審査支払手数料       | 2,363,742       | 2,407,428       | 2,430,486       | 7,201,656      |
| ţ     | 也域支援事業費           | 155,148,000     | 160,675,000     | 160,675,000     | 476,498,000    |
|       | 合 計               | 3,259,238,419   | 3,384,647,078   | 3,413,994,249   | 10,057,879,746 |

#### ■第9期介護保険料基準額

第 9 期介護保険事業計画期間で必要とされる介護保険事業費の約 100 億円に対して、第 1 号被保険者の負担割合である 23.0%を乗じた約 23 億円が、第 1 号被保険者の保険料負担額となります。

この額から、介護給付費準備基金の活用を控除し、第 9 期の第 1 号被保険者(65 歳以上)数で除した額が、第 9 期介護保険事業計画期間における介護保険料基準額となります。

第9期介護保険料基準額(月額) 5,800円

### 所得段階別の介護保険料

本市では、介護保険料について、国の示した方針に基づき、世帯の所得状況に応じた13段階の保険料を設定します。

|               | 対象者    |            |                     | 基準額に                          | 介護保険料     |         |          |
|---------------|--------|------------|---------------------|-------------------------------|-----------|---------|----------|
| 区分            | 市民税記世帯 | 果税状況<br>本人 | 所得等                 |                               | 対する<br>割合 | 月額      | 年額       |
| 第1段階          | 非課税    | 非課税        | 又は生                 | 祉年金の受給者<br>活保護の受給者<br>80 万円以下 | 0.285%    | 1,653円  | 19,836円  |
| 第2段階          | 非課税    | 非課税        | 前年の調                | 120 万円以下                      | 0.485%    | 2,813円  | 33,756円  |
| 第3段階          | 非課税    | 非課税        | 合計所得金額の合計年の課税年金収入額と | 120 万円超え                      | 0.685%    | 3,973円  | 47,676円  |
| 第4段階          | 課税     | 非課税        |                     | 80万円以下                        | 0.90      | 5,220円  | 62,640円  |
| 第5段階<br>(基準額) | 課税     | 非課税        | 計額と                 | 80 万円超え                       | 1.00      | 5,800円  | 69,600円  |
| 第6段階          |        | 課税         |                     | 120 万円未満                      | 1.20      | 6,960円  | 83,520円  |
| 第7段階          |        | 課税         | 前年の合計所得金額           | 120 万円以上<br>210 万円未満          | 1.30      | 7,540円  | 90,480円  |
| 第8段階          |        | 課税         |                     | 210 万円以上<br>320 万円未満          | 1.50      | 8,700円  | 104,400円 |
| 第9段階          |        | 課税         |                     | 320 万円以上                      | 1.70      | 9,860円  | 118,320円 |
| 第10段階         |        | 課税         |                     | 420 万円以上                      | 1. 90     | 11,020円 | 132,240円 |
| 第 11 段階       |        | 課税         |                     | 520 万円以上                      | 2. 10     | 12,180円 | 146,160円 |
| 第 12 段階       |        | 課税         |                     | 620万円以上                       | 2.30      | 13,340円 | 160,080円 |
| 第13段階         |        | 課税         |                     | 720 万円以上                      | 2.40      | 13,920円 | 167,040円 |

<sup>※</sup>第1~3段階の保険料については、国の低所得者対策により、公費を投じて、第1段階は 0.455 から 0.285に、第2 段階は 0.685 から 0.485 に、第3段階は 0.69から 0.685に、それぞれ負担割合が軽減されています。

### たけはら輝きプラン2024 概要版

竹原市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行年月:令和6年(2024)3月 編集·発行:竹原市市民福祉部健康福祉課 〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 TEL:0846-22-7743 FAX:0846-23-0140